

### 第 3 6 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例（平成 9 年足立区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項第 4 号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に、「第 2 9 条」を「第 2 9 条第 1 項」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、「応じないとき」の次に「（同条第 2 項の規定により収入に関する事項を把握したときを除く。）」を加え、同条第 2 項及び第 4 項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「第 1 0 条」を「第 1 1 条」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 2 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が省令第 8 条各号に掲げる者であり、かつ、同項の収入に関する報告をすることが困難な事情にあると区長が認めるときは、省令第 9 条の規定の例による方法により使用者の収入に関する事項を把握する。

第 3 0 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「第 4 項」を「次項及び第 5 項」に改め、同条第 6 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「、第 1 項」を「、第 1 項又は第 2 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項」

の次に「又は第 2 項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の」を「前 2 項の規定による」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 区長は、前条第 2 項の規定により把握した使用者の収入に関する事項に基づき、使用者の収入の額を認定し、使用者にその認定した額、収入超過基準の超過の有無その他必要な事項を通知する。

第 3 2 条第 1 項中「及び令第 1 5 条第 1 項」を「及び第 3 項並びに令第 1 6 条第 1 項」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 4 項の改正規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

#### ( 提案理由 )

一般区営住宅の使用申込者の資格の収入基準を改めるほか、公営住宅法施行令等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。